

第 252 回 大阪海区漁業調整委員会 次第

1 日 時 令和5年10月24日（火曜日）

午後3時00分から

2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23階 海区委員会室

3 議 題

(1) 漁業許可の公示

(2) その他

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について(案)

令和5年10月23日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数 及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関 の馬力数	操業 区域 (※)	漁業時期	漁業を営む 者の資格
	船舶の 数	船舶の 総トン数	漁業者の 数				
うなぎ 稚魚漁業	-	-	53人	-	1	令和6年1月21日から 令和6年5月20日まで	当該漁業を営む 又は営もうとする者 (個人に限る。)
			95人		2		
			23人		3		
			127人		4		
			86人		5		
			33人		6		
			24人		7		
合計			(441人)				

※操業区域は、以下のとおり

1. 長柄橋下流の新淀川から大和川に至る区域
2. 大和川以南から堺市、高石市境界に至る区域
3. 堺市、高石市境界から大津川に至る区域
4. 大津川から近木川に至る区域
5. 近木川から樫井川に至る区域
6. 樫井川から男里川に至る区域
7. 男里川から大阪府と和歌山県境に至る区域

2. 申請すべき期間

公示日から2ヵ月間